

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第3回） 議事概要

1 日 時 : 平成 25 年 7 月 5 日 (金) 14 : 00~16 : 04

2 場 所 : 中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 2 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

津谷委員（座長）、安部委員、白波瀬委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省自治行政局、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、
日本銀行、愛知県、京都府

【事務局】

内閣府統計委員会担当室 : 清水参事官、廣瀬調査官、ほか

総務省政策統括官(統計基準担当)付 : 山田統計審査官、澤村企画官、ほか

4 議事次第

(1) 具体的な項目の審議

- ① 少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び暮らし方の変化に対応した統計の整備について
- ② 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上
- ③ 社会・経済情勢の変化を勘案した検討 (SSDS)

(2) その他

5 議事概要

(1) 具体的な項目の審議

(ア)「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」の集計充実・作成時期の変更に係る評価について

少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び暮らし方の変化に対応した統計の整備について総務省自治行政局から資料 1 に基づき、審議項目に係る説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 性・年齢、各歳別人口、世帯主との続柄別人口などの集計の充実については、市町村からのニーズがないとしているが、もう少し詳細に説明してほしい。

→ 住民基本台帳を担当している部署に意見照会をしたところ、集計充実に係るニーズは把握できなかった。このため、福祉課などを含む市町村のすべての部署に

においてニーズがないとしている訳ではない。

- ・ 業務データを集計していることもあり、集計事項に年齢各歳別人口や続柄を含めないということはやむを得ないとするが、作成期日を3月31日から1月1日に変更する理由は何か。
- 基本計画において、3月31日は人の移動が多いため見直しが必要との指摘を踏まえ、7月1日、10月1日、1月1日のいずれかに変更する方向で検討した結果、人の移動が最も少ない1月1日が適当との結論を得た。
- ・ 1月1日というのは、もう決定なのか。国勢調査に合わせた10月1日等についても検討すべきではないか。
- 今年の3月末に市区町村に対し通知済である。
- ・ 行政記録を集計しているという理解だが、データの電子化の状況はどうなっているのか。電子化が進んでいれば、年2回の集計も可能ではないか。
- 100%近く電子化されている。しかしながら、集計時期の追加は、各市町村におけるシステム改修や事務負担の問題が生じる。
- ・ 中長期的には、人口推計との整合性を考えると10月1日に行った方が良く、再検討が必要ではないか。

◎ 外国人について集計の充実に対応したことは評価できる。各歳別人口、世帯主の続柄などの集計の充実については、市区町村の対応のためのコストなどを考えれば、実施困難もやむを得ない面もある。作成時期の取扱いについては、事務局、総務省と再度調整の上、整理したい。

(イ) 住宅・土地統計調査の見直しについて

総務省統計局から資料2-1、2-2に基づき、それぞれ審議項目に係る説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ オンライン調査の推進に当たっては、ヘルプデスクを設置するなど、インターネットに不慣れな世帯への配慮も必要ではないか。
- 基本は調査員調査であり、世帯の利便性を考慮してオンライン調査を導入している。オンライン調査や調査内容について不明な点があれば、調査員に相談することで対応できる。
- ・ オンライン調査に関しては、第3ワーキンググループで、個別の調査ごとではなくて、統計調査全般として推進する方向で検討しているところである。平成25年住宅・土地統計調査では、オンライン調査の導入を予定しており、その費用・効果等に関していずれ情報提供をして欲しい。

◎ オンライン調査導入の効果等について、他の調査の参考のためにも情報提供をお願いする。本項目については、「実施済」を妥当と整理し、充実・発展の要素もな

いことから削除または整理統合することとする。

(ウ) 次期基本計画に盛り込む事項の整理・検討

事務局から資料3に基づき、次期基本計画に盛り込む事項の整理について説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」の集計充実・作成時期の変更に係る検討については、集計の充実は市区町村などの現状から見て困難であるため、実施困難はやむを得ないとし、表現を工夫したい。また、時期の取扱いについては、調整をすることとする。
 - ・ 現在推計人口については、外国人の取扱いについても今後、検討していくべきである。また、基幹統計とした場合、全国推計と都道府県別・市町村別推計の関係の整理が必要ではないか。
 - ・ 現在推計人口の作成については、当県の場合は、国と同様の方法で実施している。基本的には、市町村から提出のあった数値を集計しているが、提出後、報告が変更されることもあり、最終的には国が公表している数値が正しいと考えている。
 - ・ 現在推計人口については、基幹統計化の動向を注視していく必要があると考えている。
 - ・ 集計・公表時の年齢の区分については、資料3の「○配偶関係、結婚時期等の関連項目を把握するための既存統計調査の再構築・大規模標本調査の検討」、「○就業と結婚、子育てと介護等に関係する統計の調査事項の追加検討」の2つの事項にのみ対応しているが、全体に関わる話なので、全体に対応するように整理されたい。
 - ・ 現在推計人口については、課題の実施時期を明確にした方が良いのではないか。
- 実施に向け、検討中であるが、現時点で明確な時期を示すことは困難である。
- ・ 住宅・土地統計調査に関しては、オンライン調査の費用・効果実績の情報提供をお願いしたい。その情報については、住宅・土地統計調査に限らず、各調査間で共有していくことが必要であり、第3ワーキンググループにおいてもその方向で整理することを考えている。
 - ・ 社会生活基本調査は、実施済みで妥当であると考え。ただし、国際比較のより一層の推進という観点からいうと、欧州統計家会議（CES）のガイドラインの改定が予定されている点も考慮する点があるのではないか。
- 本日は、担当が出席していないので次回以降報告願いたい。
- ・ 縦断調査に関しては、関係府省や研究機関、学会等との連携が特記されているが、全統計に関わる話ではないか。次期基本計画に入れるのには、文言を整理されてはどうか。
- 学会等との連携は、パネル調査については特殊性の面もあるが、表現ぶりについては検討したい。

- ◎ 推計人口については、基幹統計となった場合、都道府県等が作成・公表している統計との整合性について、基幹統計の審議の際に詳細な検討を行う方向で整理したい。
- ◎ 国民生活基礎調査については、試験調査は不可欠であるが、抜本的見直しの必要性は、試験調査の結果を踏まえて検討することになるため、表現ぶりを工夫したい。
- ◎ 少子高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備及び暮らし方の変化に対応した統計の整備について、頂いた意見等を参考に、骨子案を作成する。なお、骨子案は、第4回までの審議が終了した後に整理し、委員の皆様に照会する予定である。
- ◎ なお、関連する2つの項目「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」及び「暮らし方の変化に対応した統計の整備」について統合するとの提案に関しては、特段の意見はなかった。

(エ) OECD の SHA 手法に基づく保健医療支出推計の公的統計化に係る妥当性の評価

厚生労働省から資料4に基づき、説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 業務情報の利用という点については、努力しているものと評価したい。SHA は今後、重要な地位を占めるようになると予想されるが、OECD の中でも完全な合意を得られていない。ましてや国連の中で議論されていないこともあって、その意味でまだ形成途上の段階にある。日本は、豊富にデータがあると考えられるので、OECD の基準の作成などに積極的に関与することを期待する。
- ・ 国民医療費の精度向上を図っているという話であるが、どれくらいの精度向上が図られたのか。

→ 例えば、患者負担等の推計で言えば、0.01%程度の向上となっている。

- ◎ 現段階では、OECD の SHA については、検討中の部分もあり、当面すぐに公的統計化するのはなく、既存の統計を精緻化し、多面的に統計を構築、拡充して頂くということで、「実施済」で妥当と整理する。なお、基準の作成に積極的に関与していくということをお願いしたい。

(オ) SSDS

社会・経済情勢の変化を勘案した検討（SSDS）について総務省統計局から資料5に基づき、説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとお

り。

- ・ 日本では、SSDS について、昭和 51 年から、地域統計のデータを市区町村単位で表章しているが、それ以降変更されていない。IT 技術の進展の中で、より多くのユーザに使っていただけるようにすべきではないか。
 - ・ SSDS の基本的な考え方や体系の再検討については、統計委員会やユーザなどに係る大きく、重い課題であり、時間も要する作業と認識しているので、中長期的に検討すべき。
 - ・ 社会生活統計指標等は重宝しており、様々な項目、分野が増えるとありがたい。参考 1 で「日本統計年鑑」「日本の統計」「都道府県の姿」「市町村の姿」などの関係をもっと有機的にすべきとあるが、どういう意味か。
- 行政区に限定せずに商業圏単位や行動圏などの表章も可能となるように工夫すれば、行政だけでなく一般のユーザの利便性も高まると考える。
- ・ 表章の項目については、時系列も考えながら、利用者の意見も聞いて、随時、見直しを行っているところ。地域分析については、SSDS という点だけでなく、統計調査全般について、GIS 機能等を利用して強化したいと考えている。
 - ・ 地理情報と連動した統計の整備等については、第 3 ワーキンググループにおいてもデータのオープン化という項目で検討されているので、その中で整理されと考えている。
 - ・ 体系そのものの見直しは、研究レベルであり、次期基本計画に盛り込むことはそぐわないと考える。
 - ・ 社会的な役割については、議論をしていかなければならないが、定義が固まっていないことから、次期基本経計画に入れる必要はない。
 - ・ 個人・世帯の統計に限らないが、旧密・新粗と言われている。社会経済状況の変化に応じて、新しい項目を追加し、古い項目をスクラップすることが必要であるが、これが十分に行われていない。第 2 ワーキンググループだけでなく全体に係る話ではあるが、次期基本計画を作成する上では、重要な点だと考えている。

- ◎ 次期基本計画で項目立てするのは、今の段階では難しいと考える。総務省として、公表の仕方の工夫、出来るだけ重複を排除し、社会の情勢の変化に対応した項目を拡充するなど一層の推進を図っていくこととして整理をしたい。

(2) その他

- ・ 次回の会合は 7 月 19 日（金）14 時から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第4回） 議事概要

1 日 時 : 平成 25 年 7 月 19 日 (金) 14 : 00~17 : 20

2 場 所 : 中央合同庁舎第 4 号館 2 階 共用第 3 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

津谷委員 (座長)、安部委員、北村委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府男女共同参画局、総務省統計局、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、日本銀行、愛知県、京都府

【事務局】

内閣府統計委員会担当室 : 村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか
総務省政策統括官 (統計基準担当) 付 : 山田統計審査官、澤村企画官、ほか

4 議事次第

(1) 具体的な項目の審議

- ① 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備
- ② 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備
- ③ 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備
- ④ グローバル化の進展に対応した統計の整備
- ⑤ その他 (国勢調査、犯罪被害実態調査)

(2) その他

5 議事概要

(1) 具体的な項目の審議

① 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

(ア) 非正規雇用の実態等を的確に把握するための関係統計整備

非正規雇用の実態等を的確に把握するための関係統計整備について、厚生労働省から資料 1 に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 雇用構造調査について、毎年、調査設計を固定して時系列比較を可能にするということは、毎年の対象事業所の抽出規模は同じになるということで良いか。
→ 予算や調査目的の制約はあるが、同じ水準の規模で揃えたいと考えている。

◎ 本事項については、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿った取組が行われているものと評価したい。また、新たに発展・充実を図るべきとの意見もないので、削除または整理、統合する方向で整理したい。

(イ) 同一企業内での雇用形態の転換

同一企業内での雇用形態の転換について、厚生労働省から資料2に基づき説明が行われた。また、総務省統計局から検討状況について報告があり、その後、審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 雇用動向調査において、定年を迎える者は、「雇用期間の定めなし」となるはずだが、定年という定めがあるため、「雇用期間の定めあり」と解釈されるおそれがあるのではないか。
- 定年が適用されるものは、「雇用期間の定めなし」と整理しており、記入者からの照会の際もそのように回答している。
- ・ パートタイム労働者総合実態調査の過去の数値をみると、「雇用期間の定めなし」が必ずしも正社員ではなく、呼称で非正規と呼ばれる労働者にも「雇用期間の定めなし」（無期）がかなりいるという結果だったと思う。したがって、雇用動向調査（雇用期間の定め有無）と労働力調査（呼称）で数値の整合性チェックが必要ではないか。
- ご指摘どおり、雇用動向調査は、雇用期間と労働時間の長さを基準として常用労働者を把握しており、呼称を基準とした統計とは整合しない。

◎ 本事項については、厚生労働省の取組は、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿ったものと評価したい。また、総務省統計局において、労働力調査による把握可能性の検証の取組についても評価したい。

次期基本計画における本項目の取扱いについては、この検証状況などを引き続き注視していくこととし、整理案を示すこととしたい。また、「雇用期間の定め」の有無や、労働時間の長短及び呼称などについてはタスクフォースで整理することとしたい。

(ウ) 雇用動向調査等を用いた雇用創出・消失指標の推計・公表

雇用動向調査等を用いた雇用創出・消失指標の推計・公表について、厚生労働省から資料3に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 事業所母集団データベースについては、過去の部会で検討した際に雇用保険の情報では事業所の廃止が把握しきれないという結果が出ていると聞いており、雇用の消失は補足しきれないのではないか。
- ・ 今回の対応はあくまで試算である。現実的には消失の把握は難しいと考えられ

るが、今回の試算データの蓄積を待って、どのような動きをするのか注視する必要がある。

- ◎ 雇用消失についての把握は、難しい面もあり、今後もトレンドを見ることとしたいが、前向きに取り組まれていることから、現行基本計画の所期の目的に沿った取組が行われたものと評価したい。

(エ) ハローワーク以外の求人数の把握方法の検討

ハローワーク以外の求人・求職活動を含めた労働需給動向を把握する検討の一環として、労働経済動向調査による未充足求人数の把握状況について、厚生労働省から資料4に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 雇用動向調査で1年に1回把握していた未充足求人数を、労働経済動向調査において把握することにより、四半期毎に労働需給動向の提供が開始された点は評価したい。一方で、労働需給動向をよりの確に把握する観点からは、ハローワークの業務統計に改善の余地がないかを検討することも重要な点である。
- ・ むしろハローワークを通さない、民間ベース等の求人・求職数の比率が増加していることを踏まえると、ハローワークのデータ以外も含めた全体像を把握する必要があるという趣旨ではないか。
- ・ ハローワークの業務データの集計について、就業する都道府県別での集計ではなく、求人を受理した都道府県別での集計となっている問題も含め、出来る限りの確な労働需給を把握する統計を蓄積する必要がある。
- ◎ 本事項については、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿って、一定の取組がなされているものと評価したい。しかし、次期基本計画における本事項の取扱いについては、経済動向の指標として重要であり労働の需給のバランス等を考える上で必要なことから、指摘のあった点も踏まえて整理して示すこととしたい。

(オ) 労働力調査におけるフローデータの集計・公表

労働力調査において、1年目から2年目の就業状態、離職の有無、転職の有無等の変化等の状況の分析指標の推計・作成状況について、総務省統計局から資料5に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ フローデータの検証に当たりマッチングに使用したキーには氏名が含まれていないということだが、そもそも電子データとして氏名は入力されるのか。
→ 入力していない。
- ・ フローデータのマッチングのキーは、将来的にマイナンバーを記録すること

より可能になるのではないか。

→ 将来的な活用について、第3ワーキンググループでも議論いただいているが、現時点では難しいという理解である。

◎ フローデータの検証結果によれば、各種キーによるマッチングを試みても、15～34歳の非継続率は27.4%と高い割合を示している。

この検証結果からみて、労働力調査は住戸単位の調査であり、若年層を中心に転居による影響を受け、1年間の労働状態の変化を正しく表す指標とすることは、困難との結論はやむを得ないものと考えられる。このため、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿った取組が行われたものと評価したい。

(カ) 労働統計の整備について

- ・ 現在ILOでは、就業、失業等に関するILO決議(1982年)の見直しを予定しており、その主な論点として失業者の定義の見直しを検討しているとのことであるが、その状況を説明してほしい。

→ ILO決議の見直しの検討が現在行われており、平成25年10月には新たな決議が行われる予定である。その中で、失業者の定義の基準となっている求職活動期間等については、我が国では「過去1週間」としているが、「参照週1週間を含めた4週間又は1か月間」と提案され、就業可能期間についても我が国では「すぐに就くことができる」としているが、「参照週1週間とその後1週間又は2週間」と提案されている。また、失業率を補うものとして新たに未活用労働力などを明らかにする指標の作成が検討されている。

- ・ 完全失業率に関しては、国際比較が容易になることなどを考慮して、次期基本計画においても議論すべきものとする。

◎ 就業、失業等に関するILO決議の見直しについては、その動きを注視し、次期基本計画に盛り込む方向で、整理案を示すこととしたい。

(キ) ジェンダー統計について

- ・ ジェンダー統計については、第2回会合で審議が行われ、具体的な改善事項を明示するよう求めていたことを受け、内閣府男女共同参画局から資料6に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 男女別に把握、集計されていない統計の多くは、業務統計だが、業務統計については、施策を行っている部局が保有している情報であり、収集の段階に統計委員会としてどこまで男女別把握を要求していくことが出来るかは微妙である。一般論として統計委員会と言えることもあるかもしれないが、まず、各部局に意識を変えてもらうよう内閣府男女共同参画局から働きかけの努力をしてもらう

ことが必要ではないか。

- ・ 統計委員会の各部会における個別の諮問審議の中で、男女別表章をしていないものがあれば、可能な限り表章をお願いする方法もある。資料をみると、統計委員会の審議対象ではないが、男女別表章の充実が必要と思われる事項もあるので、出来れば第3ワーキンググループで検討をしていただけたらと思う。

→ 統計委員会としての審議対象は基幹統計であり、一般統計や業務統計を正面から、統計委員会が審議する仕組みにはなっていない。

◎ 男女局提出の資料では基幹統計における男女別表章の充実は求められていない。

一般統計については、ほとんどの統計において男女別表章を行っているが、2、3の統計において充実が求められている。これらの一般統計については、報告者の負担等も考慮の上、実施者の判断においてその必要性を検討すべきと考える。

また、業務統計については、該当する業務報告に性別が存在する場合は集計を促す、性別が存在しない場合は、内閣府男女共同参画局が働きかけるなどの対応をお願いしたい。ジェンダー統計については、今回の審議結果において推進する必要性を記述する方向で考えたいが、第2ワーキンググループだけの課題ではないため、基本計画部会に報告をしたい。

② 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

(ア) 学校教育段階から就職活動までを的確に捉える統計

学校教育段階から就職活動までを的確に捉える統計について、文部科学省から資料7に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 省内の検討会報告の中で、「学力とリンクさせた縦断調査を行うことが望ましい。」とあるが、具体的にはどのようなリンクを考えているのか。

→ 全国学力・学習状況調査とのリンクが考えられるが、個人の識別情報を保持していないなどの問題があり、代替的措置を含めて検討しているところ。

- ・ 検討会で課題を整理し、今後省内における検討を進めるということだが、その検討結果の取りまとめ時期はいつ頃か。

→ 検討会を今年6月に終えたばかりなので、現段階では取りまとめ時期は明示することは困難である。

- ・ この調査については、結論を得るに至っていないが、大きな課題であり、次期基本計画に向けた検討課題と考えている。調査実施者としては、どのように考えているのか。

→ 予算の確保も必要であり、省内の各種施策との関連や優先度等についても今後整理が必要である。

- ・ 厚生労働省の 21 世紀出生児縦断調査との連携が議論されているようだが、この点について厚生労働省から何かコメントはあるか。
- 基本的には出来る限りの協力をしたい。今年度の調査企画については、文部科学省に相談をしており、今後とも連携を図りたい。
- ・ 学校教育段階から就職活動の時期はとても重要な時期であり、厚生労働省と連携し、検討を進めてほしい。
- ◎ 本項目は、次期基本計画に盛り込む方向で整理したい。その取扱いについては今後、相談させていただく。

(イ) 社会教育調査に関する状況変化の確認

社会教育調査に関しては、平成 26 年度調査の実施が見送られたことから、その状況について、文部科学省から資料 8 に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 教育をめぐる制度の見直しを行っているため、調査の時期を延期するということであるが、こういう例での延期はあるのか。
- 震災等の影響で延期した例はあるが、こういう例はあまりない。
- ・ 調査年の周期が変わることにより連続性に問題はないのか。
- 調査の延期については、それらも勘案して、委員長や関係する委員の御意見も踏まえて延期はやむを得ないと判断した。
- ・ 施設の法的な位置づけが変わることになるなど状況が変わっていく中で、今後、利用形態や運営状況などを調査の重点にすることも課題ではないか。そういう意味では平成 27 年 10 月の調査は新しい統計の出発点だと考えていただければと思うが、平成 27 年に調査実施が可能か心配な点もある。
- 中教審での審議とそれを受けた国や地方公共団体の対応状況によっては、平成 27 年 10 月は、制度移行の途上での調査になる可能性もある。利用者層の把握も検討課題であるが、例えば公民館などは大きさも区々であり、どのように把握するかといった課題もある。
- ・ 統計というのは、経済や社会の動きを把握するものであり、制度や政治によってそのとり方が影響されるというのはいかがなものか。統計利用者も制度の変更前後による影響を見たいのではないか。
- ・ 今回の延期は、実施経路である教育委員会の見直しなど、調査の系統や方法が変わってしまうことによるものである。
- ◎ ご指摘のあった利用、運営状況に加え、前回答申の際の今後の課題で示されている「生涯学習」という広い視座に立った社会教育に関する統計の整備についても検討課題ということで整理したい。なお、次期基本計画の期間中に諮問が行わ

れる予定でもあり、次期基本計画に盛り込む方向で整理することとし、その取扱いについては、今後、相談させていただく。

(ウ) いじめ等に関する事項を含む統計調査の比較可能性の向上

いじめ等に関する事項を含む統計調査の比較可能性の向上について、文部科学省から資料 9 に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 説明によると、暴力行為発生件数の都道府県間比較には、約 2 倍の差があり、計上の仕方にばらつきがあるため、都道府県に実態把握の徹底を指示したとのことであるが、平成 23 年度においてもばらつきが広がっているように見えるが、今回の対応で十分なのか。
- 各都道府県に対する指導の徹底や、文部科学省における精査により、最近は、ばらつきも縮小している。
- ・ 関係者におけるいじめの報告に対する考え方も影響していると考えられるので、認識を合わせた上で調査を実施すべきである。
- ・ 都道府県のばらつきについては、平成 21 年から 24 年の間にどのような動きをしたのか具体的な数値を見てみないとその効果がわからない。可能であれば、次回示していただきたい。
- ご指摘を踏まえ、関連する数値を整理して提出させていただきたい。
- ◎ 本事項については、通知の発出、調査の手引きの見直しを図るなど改善に努めていることは評価したい。ばらつきについては、次回（8 月 26 日）に具体的なデータを確認することとするが、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿った取組が行われているとの方向で整理したい。

(エ) 学習費調査における塾への通学頻度や進路希望の項目追加

学習費調査における塾への通学頻度や進路希望の項目追加について、文部科学省から資料 10 に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 学習費調査と 21 世紀出生児縦断調査は、対象もサンプルリング方法も異なると思われるが、分析に問題はないのか。
- 調査対象も重複するため傾向をつかむという意味では問題ないと考えている。
- ・ 進路希望によって塾に行かせるという判断もあると思うので、できれば同じ調査でリンクした方が良いと思うが、同じ項目をとると調査の重複という問題も発生する。

- ・ 21 世紀出生児縦断調査は、1 学年しか見ていないので、学年によって状況が異なる。例えば中学 3 年生の学習費が他の学年と比べて多いなどが考えられる。
これでは、十分な分析ができないのではないかと。また、この資料によれば、縦断調査で把握している項目は回数だけとなっているが、時間についても必要と考えられる。
- ・ 外部有識者の検討会では、学年別に塾の通塾頻度等について把握する必要性について議論はなかったのか。
- その点の議論は明確ではなかった。ご指摘の点は考えたいが、学校を通じた調査は保護者への負担など厳しい問題もあることから、既に把握されているデータがあればそれを利用する方向で考えたい。
- ・ 学習費調査は、費用の把握に重点を置いており、それを充実していく方向で議論されていたと記憶しているが、平成 26 年度調査に向けてこれが最終決定ではないので再検討の余地はあると思う。
- ・ 学習費を見るときに、世帯や家族の状況も調査項目に付け加えるとより深い統計分析が可能になると考える。
- 検討させていただきたいが、子どもの学習費調査は 1 年間、家計の出費を記録していただくことになり報告者に負担が大きいとの声を聞いている。そのような状況であることはご理解いただきたい。
- ◎ 学習費調査については、自己評価は「実施予定」とされているが、まだ、調査も行われていないことから、次期基本計画においても引き続き取組が必要との方向で整理させていただき、ご指摘の点については、今後検討していただく。

(オ) 船員労働統計における学歴等の把握

船員労働統計の学歴の把握及び外国人船員に関する調査内容や集計事項の充実について、国土交通省から資料 11-1、11-2 により説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 海技士免許の資格と経験年数は把握しているのか。
- 船員異動状況調査で把握している。
- ・ 外国人船員の海技士免許の取得状況は把握しているのか。
- 把握していない。外国人船員が職員として船舶に乗り込む場合、国際条約において認められた資格等を得ていればよいとの扱いとなっている。
- ・ 船員労働統計は毎月勤労統計からも外れている。一律に扱うのは難しいことから現時点ではこの整理でやむを得ないと思うが、中長期的には現在の統計体系を維持するかについて検討する必要がある。
- ◎ 外国人船員が増えている中で、雇用統計としての扱いについて指摘があったが、

この点は、中長期的課題として付記することとし、学歴については「実施困難」
との自己評価を妥当と整理したい。

(2) その他

住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数の集計（第3回の補足審議）について、事務局から確認内容を報告し、審議が行われた。

- ・ 前回の審議で課題とされたのは、住民基本台帳に基づく集計が1月1日現在で行われることであったが、懸念された10月1日現在推計人口には別途、毎月のデータから必要な項目が利用されており問題は生じない。また、将来推計人口と10月1日現在推計人口との間で名称が似ていたため、前回の審議では混乱が生じていた。（事務局）

◎ 第3回の議論では、市町村作成システムの1月1日現在の把握は適当ではないのではないかとの意見が出されたが、将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所作成）の参考資料としては1月1日で適当である。

また、10月1日現在推計人口とは関係ないことが明らかとなったので、第3回の議事録はそのままとするものの、「実施済」は妥当と変更することとしたい。

《その他》

- ・ 次回は、タスクフォース会合で、テーマは「従業上の地位」、7月31日（水）14時から開催することとなった。また、新たに第5回会合として、8月26日（月）16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（タスクフォース） 議事概要

1 日 時 : 平成 25 年 7 月 31 日 (水) 14 : 00~15 : 55

2 場 所 : 中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 4 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

白波瀬委員 (座長代理)、北村委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、
日本銀行、愛知県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室 : 村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか
総務省政策統括官 (統計基準担当) 付 : 山田統計審査官、池田統計審査官、
澤村企画官、ほか

4 議事次第

- (1) 従業上の地位について
- (2) その他

5 議事概要

(1) 従業上の地位について

(ア) 政府統計における「従業上の地位」の扱いについて、総務省政策統括官室から資料 1 に基づき説明が行われた。

(イ) 公的統計における労働者の区分等の在り方について、厚生労働省から資料 2 に基づき説明が行われた。

(ウ) 「従業上の地位」の用語の現状と検討の方向について、総務省統計局から資料 3 に基づき説明が行われた。

(ア) ~ (ウ) の説明後、審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 資料 2 の厚生労働省の新しい区分 (改正案) では、呼称は表章しないとする提案なのか。

→ 今回の整理は、基本的に「労働者」の区分を事業所系の調査を中心に整理したものであり、世帯系で多い呼称について変更までを求めるものではない。世帯調査の枠組みの中では呼称での整合性は図られていると考えられるが、図られていな

ければ、その中で整理し、その後、事業所調査と世帯調査の整合性についても、整理できるものがあれば整理していくことが考えられる。

- ・ 資料2の新しい区分（改正案）における、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で調査日前の2か月のそれぞれ18日以上雇用されている者（以下、「前2ヶ月18日以上雇用されている者」という。）について、厚生労働省の政策部局から問題点として何か指摘されたことはないのか。

→ 政策部局からは、資料2の（参考）、新しい区分（別案）であれば、特に問題はないが、「前2ヶ月18日以上雇用されている者」は該当者がどれくらいの割合で存在するのか不明なため、新しい区分（改正案）では、労災保険の算定の日数や雇用保険の給付額などに影響がある可能性があるのでは軽々には判断できないとの慎重論もあった。

- ・ 分かり易く整理されたと思う。「前2ヶ月18日以上雇用されている者」に関しては、労働統計において、長年これを含めた形で定義してきており、経済統計（工業統計、商業統計等）においても労働統計の定義にならって定義を変えた経緯があると記憶している。

特に経済センサスはこの区分を「常用雇用者」として組み込んでいる。これらのことを考えると、今あえて定義を新しい区分（改正案）のように変更するのであれば、変更理由を明確にする必要がある。

また、統計毎に目的や過去の経緯があることから、定義・用語を急に変更するとユーザーが混乱することも想定されることから、どこまで統一すべきかについては、第2ワーキンググループ及び基本計画部会で検討すべきと考える。

- ・ 各統計では、基本的にILO基準におおよそ合致しているとのことだが、調査目的や政策目的、施策の概念でそれ以上に細分化されているものと理解している。余り細分化しない方が統計の継続の観点から様々な状況変化に対応しやすく、ILO基準の3つの区分、「雇用者」、「自営業主」、「家族従業者」でおおまかに把握すれば良いという考え方もある。この課題は先送りをして仕方がないので、期限を設けて調整できる部分は調整し、早い時期に統一見解を出す必要がある。
 - ・ 「前2ヶ月18日以上雇用されている者」の区分の変更については、母集団統計である経済センサスやビジネスレジスターでの取扱、既存経済統計との接続、時系列での比較に影響が生ずると考えられることから、変更に伴う影響の把握方法や、記入者負担等の増加の有無を含め、慎重かつ十分な検討が必要と考える。
 - ・ 「前2ヶ月18日以上雇用されている者」の具体的割合はどこかで把握できているのか。
- 現段階では、把握できていないので、定義を変更する際には、試験的な調査などで把握の必要があると考える。
- ・ 調査対象である企業側では、「前2ヶ月18日以上雇用されている者」を分けようとすれば分けられるものなのか。

- ・ 小規模事業所では区別できると思うが、大きい事業所では把握できない場合もあるのではないかと。例えば、毎月勤労統計調査では、毎月の報告の内容が企業の会計ソフトなどで常用労働者の定義に対応した形で作成され、その結果が報告されているものもあり、そのようなケースでは、「前2ヶ月18日以上雇用されている者」と雇用労働者を区別することに対応できるものなのか、改修費用、時間等がどの程度かかるものなのか検証する必要がある。なお、雇用保険の業務統計では、その割合は把握できない。
 - ・ 経済統計を所管している経済産業省としては、資料2の新しい区分が改正案であるか別案であるかによって影響の度合いは異なるが、既存の統計との接続と時系列比較への影響は否めない。ビジネスレジスターや個別のシステムでの変更等が必要となってくる。また、変更するとなると、システム改修に係る予算措置が必要であり、記入者負担の増加の点からも慎重かつ十分な検討が必要である。なお、定義、用語の変更も含め、府省横断的な検討・整理は必要であると考えている。
 - ・ 「前2ヶ月18日以上雇用されている者」の扱いが焦点となっているが、これに該当する者はそれほど多くはないのではないかと。この区分を、「日々・短期間雇用労働者」に含めるべきかどうかは、この区分に該当する者が政策的に焦点を当てるべき対象なのかどうか、また、統計的に把握する必要があるかどうかの判断による。
 - ・ 資料2の新しい区分について、3つの点を確認、整理したい。①非正規雇用の的確な把握の観点では、雇用契約期間だけではなく、所定労働時間の長短による区分、直接・間接による3つの視点が示されているが、今回の整理では、雇用契約期間だけでの整理になっているのか。②日々・短期雇用労働者の区分である1か月の根拠は何か。③「前2ヶ月18日以上雇用されている者」については、通常、事業者へのヒアリングを行うなどによって問題点の洗い出しを行い、その上で提案頂けると各府省で考えやすい。この取扱いは、厚生労働省の中で整理をして提案した方が効率的ではないかと。
- ①非正規雇用の的確な把握の観点については、基本的な考え方として（i）雇用契約期間の区分だけではなく、（ii）労働時間による区分と（iii）直接雇用か間接雇用かの基本はこの3つの視点をクロスして採ることになる。但し、個々の統計で調査目的や記入者負担などを加味して、それぞれで検討することとなる。②1か月の根拠は、労働力調査等の既存の統計が1か月を区分しているため、接続性を考慮している。しかし、厳密に言えば、1か月以内と1か月未満の違いはある。③「前2ヶ月18日以上雇用されている者」の取扱いについては、影響分析ができていないことについてはお詫びとともに厚生労働省としては引き続き対応するが、厚生労働省の検討結果を待って、他府省が検討を開始するような方法では時間がかかりすぎるので、それぞれの統計調査にどれくらい影響があるかは、府省横断的に考えて頂くとともに、全体からの割合がどれくらいあるかの把握につい

ては、試験調査を行って頂くなど協力して頂く部分もあると考える。

→ 補足すると「前2ヶ月18日以上雇用されている者」はそれほど多くはないと考えられるので、厚生労働省でサンプル調査や試験調査を行ったとしても、どれだけ正確に評価できるのか難しいと考えている。

- ・ これまでと異なる論点であるが、労働力調査の「臨時雇」と経済センサスの「臨時雇用者」の定義が異なっていることや、労働力調査の「雇有業主」と「雇無業主」の用語が分かりにくいことも問題ではいか。また、「雇用者」と「労働者」についても用語を整理した方がよいのではないかと。今回資料2で示された新しい区分では、「雇用労働者」としており重複感はあるが明確になっている。

- ・ 労働者と雇用者という二つの用語を整理し、一つに統一することに伴いどのような問題があると考えられるのか。

→ 労働力調査は、世帯調査であり、世帯員が調査票に記入するため、基本的に「常雇」、「臨時雇」、「日雇」という聞き方をしており、「労働者」という用語は用いていないので、「雇用者」を「労働者」に変更することはかなり議論をする必要があるだろうと考える。

→ 今回の整理では、用語の整理よりもまず、定義の整理を優先して検討し、「厚生労働省所管」の統計について検討すべきとされたので、このような報告となったが、総務省統計局の労働力調査と厚生労働省の事業所調査について、可能な範囲で改善すべき点は話し合っていくことが必要だと考えている。

- ・ 先ほども申し上げたが、あまり細分化することで反って混乱しており、それが意味あるものかわからなくなっている。労働統計全体の調査では大枠を把握し、詳細なカテゴリーを把握する場合は、それぞれの目的に応じた調査を特化して行えば良い。

→ 例えば、大きな枠組みにおいては用語等統一した統計調査を実施し、個別政策に関わる詳細な調査は小回りの利く統計調査の枠組みで実施するという考えか。

→ そういう考え方もある。

- ・ 調査を実施している立場から言うと、調査を受ける側から用語がそれぞれ違うと意味がわかりにくいとの批判も受けている。一方で、行政はある特定の目的のため必要な事項を把握しており、その目的のため定義・用語が分かれているものと理解している。利用者の立場から言えば、一般の市民の方が使う統計結果では必要ないが、学者の方々からは、定義・用語に関しては統一されていれば良いとの考えもある。また、定義・用語の変更はシステム改修が必要となる。

統計調査の必要項目、表章の項目はそれぞれ必要に応じて分かれてくるものであり、無理に詳細な分類まで統一しなくてもよいのではないかと。

- ・ 第4回の第2ワーキンググループの中で、安部委員から指摘されていた、パートタイム労働者総合実態調査の数値をみると、雇用期間の定めのない「パート」がかなりいるとの結果が出ており、雇用期間の定めのない「パート」が常用労働者

と整理されてしまう。このようなことについて、所定外時間での把握や呼称との関係についてどう整理しているのか。

→ 厚生労働省では統計調査によって、呼称で言う「パート」と、パートタイム労働法による、所定労働時間の長短で決められている「パート」がある。それぞれ使い分けているものと、両方を使っているものがある。毎月勤労統計調査のように、事業所系の調査は基本的には、所定労働時間の長短で判断しているが、パートタイム労働者総合実態調査では呼称でも把握している。

→ 今後は呼称によるものなのか、労働時間によるものであれば「短時間労働者」として明確にしていきたい。安部委員からの指摘を突き詰めて考えると、雇用期間の定めがなくフルタイムの中にも正規でない人がいるのではないのか、それをどう把握するのかという指摘と理解している。基本は、今回の資料2の3つのクロス（雇用契約期間による区分、所定労働時間による区分、直接・間接による区分）で把握するが、特定のテーマに焦点を当てた調査においては、目的に応じて「呼称」を調査項目にプラスするなどして把握していけば良いと考えている。

- ・ 用語については、統計上の用語という前に、労働基準法や雇用保険法などの法律によって使い分けられている。法に基づき該当する者を統計として把握する際には、法に基づいた用語を使わざるを得ない。そのような場合には、個々の調査票にその旨を明記するなど、調査対象者が理解できるような工夫が必要。

また、正規・非正規雇用の定義も明確ではなく、どの区分を採用して正規雇用とするのか、いろんな考え方がありうる。フリーター・ニートの定義についても、同様の議論があり、明確な定義は曖昧なままである。正規雇用、非正規雇用とは何かを詰めないと議論が発散してしまう恐れがある。

- ・ 雇用契約期間の区分の整理については理解したが、正規・非正規の議論の際には、どちらに入るのか不明で取り残してしまう可能性がある。したがって、先ず、全体像を把握して取り残しが無い分類にすることが第一である。

また、正規・非正規の定義に関し、統計は連続性が求められるものであり、定義が容易に動くことはあってはならない。また、政策的な議論を進める上でも、従業上の地位の見取り図を作成するなど全体像を整理して議論すべきである。

- ・ 網羅的なカテゴリーを作ろうとすると「その他」カテゴリーに入るものが必ずでてくる。基準に沿わないカテゴリーについては、府省横断的に行う整理の中では、枠外として特別に扱うという考え方もある。いずれにしても、すべての統計調査が上位概念を共有して、個別調査で使用するカテゴリーと上位概念との関係を明確にし、その関係図をウェブ等で公開することを義務化するというのはどうだろうか。正規・非正規区分と従業上の地位とは区別して整理するという手もある。

→ 正規・非正規については、きちんとした定義があれば、統計で用いたいというのは、個人的に同感であるが、現状では、法律に定義づけておらず、定まっていないものであり、その判断基準も複数あり当省の研究会でも基本となる3つの視

点のほかに、勤続年数に応じた処遇の有無や勤務地限定有無等様々な視点が挙げられているが、今回の整理としては、汎用性の面からも、客観的にとれる主な3つの視点での対応としたところである。

- ・ 労働力調査の改正審議の際、世帯調査では正規・非正規の区分を呼称以外での把握が難しいことから、勤め先における呼称での対応となった。労働力調査では、この呼称による詳細な区分のほかに、調査の期日を最終日とする7日間（月末1週間）の週間就業時間や、今後の検討事項である雇用契約期間など、これらの多様な区分でその実態を結果として提供していきたいと考えている。
- ・ 先ほどの繰り返しとなるが、厚生労働省としては、必要な検討は行っていくが、実態把握については、関係府省の協力を願いたい。また、各府省で話し合える枠組みをご用意願いたい。

◎ 今回の資料2の厚生労働省の提案については、母集団統計における労働者の区分の整理、「労働者」の区分の変更に伴う統計の接続・時系列への影響などが大きいことから、委員及び関係者のご意見を踏まえ、8月26日（月）のワーキンググループ会合（第5回）における報告内容を改めて整理し、メール等で照会させて頂く。府省横断的に議論すべき重要なテーマなので、関係府省はご協力をお願いしたい。

（2）その他

- ・ 次回の第5回会合は8月26日（月）16時30分から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>